

第四次構想（案）	第三次構想
<p>このため、人口集積の小さい地域にあっても、地域住民の理解と協力を得ながら、<u>合併処理浄化槽</u>や<u>農業・漁業集落排水施設整備事業</u>を活用して、生活排水処理施設の整備に積極的に取り組む必要があります。</p> <p>また、より低コストで効率的な生活排水処理施設の整備、管理が進められるよう、<u>事業種別間での共同化等</u>を検討することも大切です。</p> <p>(3) 生活排水処理施設の管理の効率化・適正化</p> <p>生活排水処理施設は、日常の維持管理を適切に行うことにより、初めてその効果が発揮されるものであり、各市町において総合的・効率的な維持管理体制を確立するとともに、<u>個人設置の浄化槽についても定期検査の受検を促進する必要があります。</u></p> <p><u>また、ライフサイクルコストの低減化や、予防保全型施設管理の導入による安全の確保等、戦略的な維持・修繕及び改築を行い、良質な生活排水処理サービスを持続的に提供することが重要であることから、各市町では、維持・修繕及び改築に関する計画を策定し、点検・調査から修繕・改築に至るまでの一連のプロセスを計画的に実施する必要があります。</u></p> <p>(4) 生活排水処理施設から発生する汚泥・処理水の適正処理</p> <p>生活排水処理施設の整備とともに、発生する汚泥や処理水も増加が見込まれており、<u>汚泥のバイオマスやエネルギー資源</u>としての<u>有用な利活用</u>や、<u>処理水の循環利用方策等</u>について検討し、適正処理を図る必要があります。</p>	<p>このため、人口集積の小さい地域にあっても、地域住民の理解と協力を得ながら、<u>浄化槽</u>や<u>農業・漁業集落排水施設整備事業</u>を活用して、生活排水処理施設の整備に積極的に取り組む必要があります。</p> <p>また、より低コストで効率的な生活排水処理施設の整備、管理が進められるよう、<u>複数市町間や事業種別間での広域化・共同化</u>を検討することも大切です。</p> <p>(3) 生活排水処理施設の管理の効率化・適正化</p> <p>生活排水処理施設は、日常の維持管理を適切に行うことにより、初めてその効果が発揮されるものであり、各市町において総合的・効率的な維持管理体制を確立するとともに、<u>個人設置の浄化槽についても定期検査の受検を促進する必要があります。</u></p> <p>(4) 生活排水処理施設から発生する汚泥・処理水の適正処理</p> <p>生活排水処理施設の整備とともに、発生する汚泥や処理水も<u>一層増加していくものと推計されて</u>おり、<u>廃棄物としての処分はもとより、有用なバイオマス資源としての利活用</u>や、<u>処理水の循環利用方策等</u>について検討し、適正処理を図る必要があります。</p>

第四次構想（案）	第三次構想
<p>(5) 生活排水処理施設の未整備地域における生活雑排水対策の推進 台所や風呂等から排出される生活雑排水は、身近な河川や海域の水質汚濁の原因となっています。</p> <p><u>このため</u>、<u>廃食用油の処理や洗剤の適正使用等</u>について地域住民への啓発を行うなど、生活排水処理施設の未整備地域においても、地域ぐるみで水質浄化への取り組みが進められるよう、対策を推進する必要があります。</p>	<p>(5) 生活排水処理施設の未整備地域における生活雑排水対策の推進 台所や風呂等から排出される生活雑排水は、身近な河川や海域の水質汚濁の原因となっており、<u>廃食用油の処理や洗剤の適正使用等</u>について地域住民への啓発を行うなど、生活排水処理施設の未整備地域においても、地域ぐるみで水質浄化への取組が進められるよう、対策を推進する必要があります。</p>

第四次構想（案）

第三次構想

第3章 生活排水処理対策の目標

第3章 生活排水処理対策の目標

1 生活排水処理施設の整備計画

1 生活排水処理施設の整備計画

(1) 生活排水処理施設別の事業実施計画

(1) 生活排水処理施設別の事業実施計画

中間目標年度（令和8年度）及び目標年度（令和14年度）においては、表11に示すように、県内の全20市町において、継続して生活排水処理施設整備事業を実施することとしております。

中間目標年度（平成29年度）及び目標年度（平成34年度）においては、表.3-1に示すように、県内20のすべての市町において、生活排水処理施設整備事業を実施することとしております。

集合処理については、19市町において、公共下水道や農業集落排水施設等の事業を実施し、個別処理については、全20市町が事業を実施する計画です。

集合処理については、19市町において、公共下水道や農業集落排水施設等の事業を実施し、また、個別処理についても、全20市町が事業を実施する計画です。

引き続き、県内全域で生活排水処理施設の整備を推進することとしており、山間部や南予地域においても生活排水処理施設の整備が促進されるものと期待されます。

これらにより、県内全域で生活排水処理施設の整備が行われることとなり、今後は、農山漁村部における生活排水処理施設の充実が図られるものと期待されます。

表11 生活排水処理施設別の事業計画

表.3-1 生活排水処理施設別の事業実施市町村数

生活排水処理施設の種類	第一次構想 基準年度 (平成7年度末)	第二次構想 基準年度 (平成14年度末)	第三次構想 基準年度 (平成23年度末)	第四次構想		
				基準年度	中間目標年度	目標年度
				(令和3年度末)	(令和8年度末)	(令和14年度末)
公共下水道	17	23	15	15	15	15
特定環境保全公共下水道	8	12	6	6	6	6
農業集落排水施設	17	24	12	11	11	11
漁業集落排水施設	2	7	5	5	5	5
簡易排水施設	1	1	1	1	1	1
コミュニティ・プラント	6	7	5	4	4	3
集合処理実施市町村数	35	44	19	19	19	19
個別処理実施市町村数	37	54	20	20	20	20
生活排水処理施設整備事業実施市町村数	53	68	20	20	20	20
全市町村数	70	70	20	20	20	20

生活排水処理施設の種類	第一次構想 基準年度 (平成7年度末)	第二次構想 基準年度 (平成14年度末)	第三次構想		
			基準年度	中間目標年度	目標年度
			(平成23年度末)	(平成29年度末)	(平成34年度末)
公共下水道	17	23	15	15	15
特定環境保全公共下水道	8	12	6	6	6
農業集落排水施設	17	24	12	12	11
漁業集落排水施設	2	7	5	5	5
簡易排水施設	1	1	1	1	1
小規模集落排水処理施設					
コミュニティ・プラント	6	7	5	4	4
集合処理実施市町村数	35	44	19	19	19
個別処理実施市町村数	37	54	20	20	20
生活排水処理施設整備事業実施市町村数	53	68	20	20	20
全市町村数	70	70	20	20	20

注：河川中及び施設整備中の市町村数です。

第四次構想（案）

第三次構想

目標年度における補助制度所管省別の事業実施計画は、表.3-2に示すとおりです。

また、生活排水処理施設別の事業実施状況は、表.3-3に示すとおりです。集合処理と個別処理施設の整備を併せて実施する計画の市町は、19市町であり、12市町においては、公共下水道、集落排水施設等及び合併処理浄化槽のすべての事業を実施する予定です。

表.3-2 生活排水処理施設別の省別事業実施市町村数

（平成34年度末）

区 分	集 合 処 理						個 別 処 理	
	国土交通省		農 林 水 産 省			農 林 水 産 省 除 務 省 環 境 省	環 境 省	環 境 省
所 管 省								
事 業 名	公 共 下 水 道	特 種 下 水 道	農 業 集 落 排 水 施 設	漁 業 集 落 排 水 施 設	簡 易 排 水 施 設	小 集 落 集 合 排 水 処 理 施 設	コ ミ ュ ニ ティ ・ プ ラ ン ト	合 併 処 理 浄 化 槽
実 施 可 数	15	6	11	5	1		4	20
	17		14				4	20

表.3-3 生活排水処理施設別の事業実施状況

（平成34年度末）

集 合 処 理		個 別 処 理		実 施 可 数		
公 共 下 水 道 等 注1	農 業 ・ 漁 業 等 注2	合 併 処 理 浄 化 槽		市	町	合 計
○	○	○		8	4	12
○	○	×				
○	×	○		3	2	5
×	○	○			2	2
○	×	×				
×	○	×				
×	×	○			1	1
×	×	×				

注1：特選環境保全公共下水道を含みます。

注2：簡易排水施設、小集落集合排水処理施設、コミュニティ・プラントを含みます。

第四次構想（案）

第三次構想

(2) 汚水処理人口及び汚水処理人口普及率

(2) 生活排水処理施設別の汚水処理人口、汚水処理人口普及率及び処理区の整備計画

生活排水処理施設別の汚水処理人口及び汚水処理人口普及率は、表12に示すとおり、第四次構想の基準年度（令和3年度）の1,095千人、82.1%が、中間目標年度（令和8年度）においては1,115千人、87.7%、目標年度（令和14年度）においては1,096千人、91.2%に増加する計画です。

生活排水処理施設別の汚水処理人口及び汚水処理人口普及率は、表.3-4に示すとおり、当基本構想策定時の平成23年度1,040千人、72.1%が、中間目標年度においては1,085千人、78.2%、目標年度においては1,122千人、84.8%、平成38年度においては1,150千人、89.9%に増加する計画となっております。（図.3-1）

生活排水処理施設別に汚水処理人口の構成を見ると、最も多いのが公共下水道であり、令和3年度の55.3%から目標年度には61.1%へと5.8%増加しており、次いで合併処理浄化槽が22.6%から27.0%へと4.4%増加となっており、この両方で汚水処理人口の97%を占める予定です。

生活排水処理施設別に汚水処理人口の増加数を見ると、最も多いのが公共下水道であり、平成23年度の686千人から目標年度には749千人へと63千人（9%）増加しており、次いで合併処理浄化槽が282千人から317千人へと35千人（12%）の増加となっており、この両方で汚水処理人口の95%を占める予定です。

表12 生活排水処理施設別の汚水処理人口及び汚水処理人口普及率

表.3-4 生活排水処理施設別の汚水処理人口普及率

生活排水処理施設の種類	第一次構想		第二次構想		第三次構想		第四次構想						
	基準年度 (平成7年度末)		基準年度 (平成14年度末)		基準年度 (平成23年度末)		基準年度 (令和3年度末)		中間目標年度 (令和8年度末)		目標年度 (令和14年度末)		
	人口 (千人)	汚水処理人口普及率	人口 (千人)	汚水処理人口普及率	人口 (千人)	汚水処理人口普及率	人口 (千人)	汚水処理人口普及率	人口 (千人)	汚水処理人口普及率	人口 (千人)	汚水処理人口普及率	
行政人口	1,523	-	1,502	-	1,441	-	1,334	-	1,272	-	1,202	-	
集処	公共下水道	365	24.0%	561	37.3%	686	47.6%	738	55.3%	748	58.8%	735	61.1%
	特定環境保全公共下水道	1	0.04%	12	0.8%	21	1.4%	18	1.3%	16	1.3%	16	1.3%
	農業集落排水施設	5	0.3%	29	1.9%	40	2.8%	33	2.5%	25	2.0%	19	1.6%
	漁業集落排水施設	2	0.1%	4	0.3%	5	0.4%	3	0.2%	3	0.2%	2	0.2%
	簡易排水施設	0.05	0.003%	0.04	0.003%	0.03	0.002%	0.03	0.002%	0.02	0.002%	0.02	0.001%
	コミュニティ・プラント	8	0.6%	5	0.4%	6	0.4%	1	0.1%	1	0.1%	0.2	0.01%
	小計	381	25.0%	611	40.7%	758	52.6%	793	59.4%	793	62.4%	772	64.2%
合併処理浄化槽	91	6.0%	192	12.8%	282	19.5%	302	22.6%	322	25.3%	324	27.0%	
汚水処理人口合計	472	31.0%	803	53.5%	1,040	72.1%	1,095	82.1%	1,115	87.7%	1,096	91.2%	

生活排水処理施設の種類	第一次構想		第二次構想		第三次構想		第四次構想		第五次構想		第六次構想	
	基準年度 (平成23年度末)		中間目標年度 (令和8年度末)		目標年度 (令和14年度末)		平成38年度末		令和43年度末		令和48年度末	
	人口 (千人)	汚水処理人口普及率	人口 (千人)	汚水処理人口普及率	人口 (千人)	汚水処理人口普及率	人口 (千人)	汚水処理人口普及率	人口 (千人)	汚水処理人口普及率	人口 (千人)	汚水処理人口普及率
行政人口	1,523	-	1,502	-	1,441	-	1,387	-	1,334	-	1,280	-
公共下水道	365	24.0%	561	37.3%	686	47.6%	722	52.0%	749	56.8%	768	60.0%
特定環境保全公共下水道	1	0.04%	12	0.8%	21	1.4%	21	1.6%	10	1.8%	20	1.6%
農業集落排水施設	5	0.3%	29	1.9%	40	2.8%	34	2.6%	32	2.4%	28	2.2%
漁業集落排水施設	2	0.1%	4	0.3%	5	0.4%	4	0.3%	3	0.2%	3	0.2%
簡易排水施設	0.05	0.003%	0.04	0.003%	0.03	0.002%	0.03	0.002%	0.03	0.002%	0.02	0.002%
コミュニティ・プラント	8	0.6%	5	0.4%	6	0.4%	9	0.6%	1	0.1%	1	0.1%
小計	381	25.0%	611	40.7%	758	52.6%	793	57.9%	805	60.8%	820	64.1%
合併処理浄化槽	91	6.0%	192	12.8%	282	19.5%	292	19.5%	290	21.5%	317	24.0%
汚水処理人口合計	472	31.0%	803	53.5%	1,040	72.1%	1,085	78.2%	1,122	84.8%	1,150	89.9%

第四次構想（案）

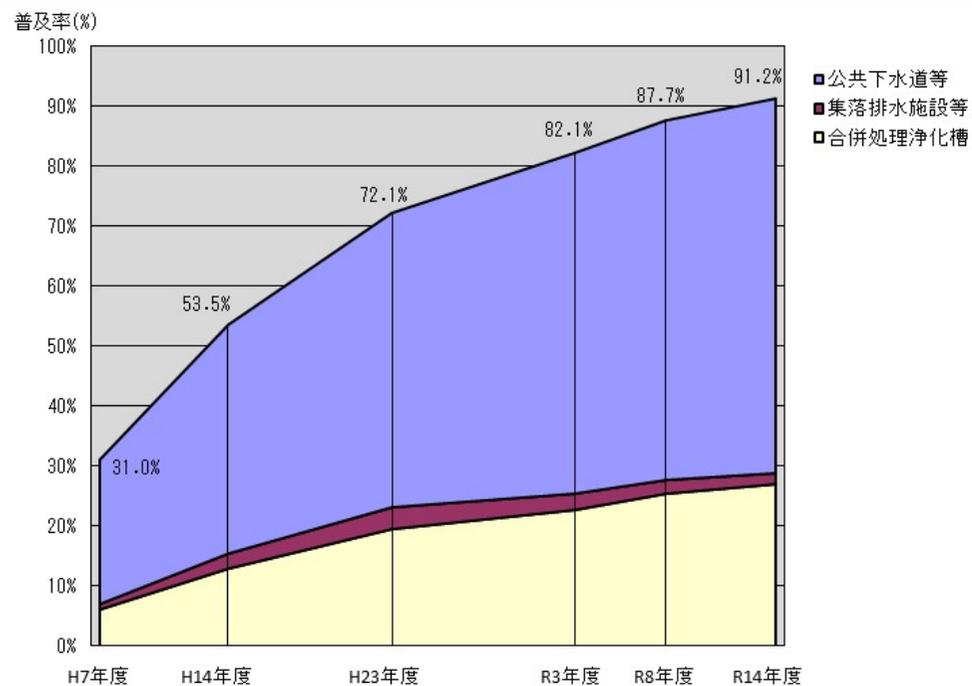


図 6 生活排水処理施設別污水处理人口普及率

第三次構想

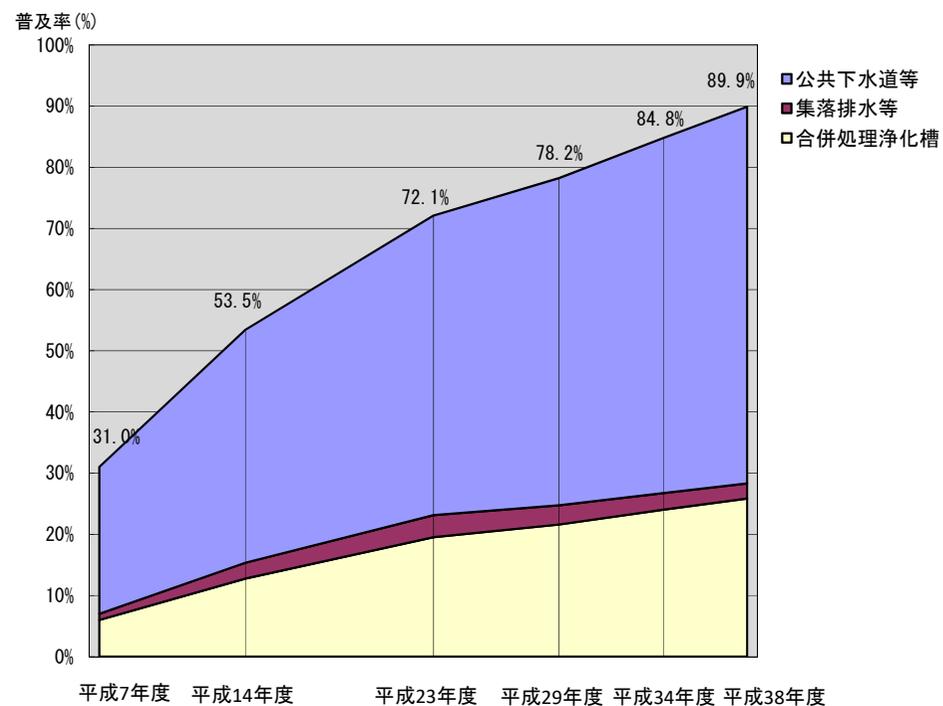


図. 3-1 污水处理人口普及率の推移

第四次構想（案）

市町別の汚水処理人口普及率については、表13から表16に示すとおり、着実に普及率が向上することとなっており、目標年度において汚水処理人口普及率が80%未満の市町は、5市町のみとなります。

表13 市町別汚水処理人口普及率

汚水処理人口普及率	基準年度 (令和3年度)			中間目標年度 (令和8年度)			目標年度 (令和14年度)		
	市	町	計	市	町	計	市	町	計
90%以上	1	1	2	3	1	4	6	1	7
80~90%未満	6	1	7	5	1	6	2	6	8
70~80%未満	1	1	2	0	5	5	3	0	3
60~70%未満	3	4	7	3	1	4	0	2	2
60%未満	0	2	2	0	1	1	0	0	0

第三次構想

(3) 市町別の汚水処理人口及び汚水処理人口普及率

市町別の汚水処理人口普及率については、表.3-5 から表.3-8 に示すとおり、着実に普及率が向上することとなっており、目標年度において汚水処理人口普及率が75%未満の市町は、9市町のみとなります（図.3-2 参照）。

表.3-5 市町別汚水処理人口普及率

汚水処理人口普及率	基準年度 平成23年度			中間目標年度 平成28年度			目標年度 平成34年度			10年未満 平成34年度		
	市	町	合計	市	町	合計	市	町	合計	市	町	合計
90%以上		1	1		1	1	3	1	4	4	3	7
75~90%未満	5		5	6		6	5	2	7	6	1	7
60~75%未満	4	3	7	2	4	6	3	5	8	1	5	6
45~60%未満	1	3	4	3	4	7		1	1			
45%未満	1	2	3									

第四次構想（案）

第三次構想

表14 生活排水処理施設別の汚水処理人口及び普及率（令和3年度末）

表.3-6 生活排水処理施設別の汚水処理人口及び普及率（平成29年度末）

市町名	行政人口 (人)	汚水処理人口（人）								汚水処理人口 普及率
		公共下水道	特定環境保全 公共下水道	農業集 落排水 施設	漁業集 落排水 施設	簡易排 水施設	コミュニ ティ・プ ラント	合併処 理浄化 槽	合計	
松山市	505,521	329,129	657	203				123,655	453,644	89.7%
今治市	152,532	92,809	6,853	12,929	562		167	19,499	132,819	87.1%
宇和島市	70,798	16,030			740			26,312	43,082	60.9%
八幡浜市	31,578	22,811	1,037		477			3,630	27,955	88.5%
新居浜市	116,052	74,626						20,762	95,388	82.2%
西条市	106,265	63,858						19,149	83,007	78.1%
大洲市	40,948	8,260		954				15,428	24,642	60.2%
伊予市	35,954	17,772	888	2,018		27		8,091	28,796	80.1%
四国中央市	83,944	53,842					343	17,389	71,574	85.3%
西予市	35,564	10,275		8,362				3,954	22,591	63.5%
東温市	33,275	23,566		2,245				4,341	30,152	90.6%
上島町	6,283		4,801	995			132	337	6,265	99.7%
久万高原町	7,564	2,952		1,521				1,087	5,560	73.5%
松前町	30,281	10,307						9,133	19,440	64.2%
砥部町	20,448	7,046		310				8,998	16,354	80.0%
内子町	15,621	4,903						5,852	10,755	68.8%
伊方町	8,597		3,664		696		57	953	5,370	62.5%
松野町	3,726							1,975	1,975	53.0%
鬼北町	9,643			2,101				3,958	6,059	62.8%
愛南町	19,868			1,602	704			7,393	9,699	48.8%
市計	1,212,431	712,978	9,435	26,711	1,779	27	510	262,210	1,013,650	83.6%
町計	122,031	25,208	8,465	6,529	1,400	0	189	39,686	81,477	66.8%
合計	1,334,462	738,186	17,900	33,240	3,179	27	699	301,896	1,095,127	82.1%

市町名	行政人口 (人)	汚水処理人口（人）										汚水処理人口 普及率
		公共下水道	特定環境保全 公共下水道	農業集 落排水 施設	漁業集 落排水 施設	簡易排 水施設	小規模 集排水 処理 施設	コミュニ ティ・プ ラント	合併処 理浄化 槽	合計		
松山市	513,300	319,339	751	253						122,333	442,676	86.2%
今治市	159,626	89,558	8,353	14,429	1,446				2,552	20,981	137,319	86.0%
宇和島市	77,063	17,198			876					24,685	42,759	55.5%
八幡浜市	34,490	25,020	1,150		530					3,524	30,224	87.6%
新居浜市	119,783	75,013								14,103	89,116	74.4%
西条市	110,371	61,113								20,353	81,466	73.8%
大洲市	44,110	7,421		976						16,858	25,255	57.3%
伊予市	37,754	17,976	1,108	2,140		32				8,554	29,810	79.0%
四国中央市	88,471	53,373							525	18,812	72,710	82.2%
西予市	37,928	9,123		8,584						3,915	21,622	57.0%
東温市	35,420	23,212		2,395						4,634	30,241	85.4%
上島町	6,960		5,253	1,108					180	419	6,960	100.0%
久万高原町	8,434	3,022		1,714						1,239	5,975	70.8%
松前町	30,034	9,818								7,628	17,446	58.1%
砥部町	21,172	5,454		397						9,363	15,214	71.9%
内子町	16,510	5,133								7,174	12,307	74.5%
伊方町	9,619		3,944		789				56	1,000	5,789	60.2%
松野町	3,967									1,998	1,998	50.4%
鬼北町	10,566			2,384						3,778	6,162	58.3%
愛南町	21,889			1,586	766					7,491	9,843	45.0%
市計	1,258,316	698,346	11,362	28,777	2,852	32	0	3,077	258,752	1,003,198	79.7%	
町計	129,151	23,427	9,197	7,189	1,555	0	0	236	40,090	81,694	63.3%	
合計	1,387,467	721,773	20,559	35,966	4,407	32	0	3,313	298,842	1,084,892	78.2%	

第四次構想（案）

第三次構想

表15 生活排水処理施設別の汚水処理人口及び普及率（令和8年度末）

表. 3-7 生活排水処理施設別の汚水処理人口及び普及率（平成34年度末）

市町名	行政人口 (人)	汚水処理人口（人）								汚水処理人口 普及率
		公共下水道	特定環境保全 公共下水道	農業集落排水 施設	漁業集落排水 施設	簡易排水施設	コミュニティ プラント	合併処理 浄化槽	合計	
松山市	498,500	343,330	648	199				129,627	473,804	95.0%
今治市	138,800	83,180	6,110	9,520	520		160	26,530	126,020	90.8%
宇和島市	63,949	15,652			668			26,012	42,332	66.2%
八幡浜市	28,350	20,530	933		429			3,590	25,482	89.9%
新居浜市	114,000	77,637						23,568	101,205	88.8%
西条市	102,000	67,510						17,820	85,330	83.7%
大洲市	37,320	8,907		893				15,835	25,635	68.7%
伊予市	32,800	16,159	866	1,823		23		9,291	28,162	85.9%
四国中央市	79,834	51,733					326	18,586	70,645	88.5%
西予市	32,518	12,649		4,857				4,954	22,460	69.1%
東温市	32,636	23,712		2,074				5,515	31,301	95.9%
上島町	6,149		4,742	965			113	306	6,126	99.6%
久万高原町	6,981	2,734		1,404				1,272	5,410	77.5%
松前町	28,976	11,481						10,585	22,066	76.2%
砥部町	19,200	8,380		291				7,288	15,959	83.1%
内子町	14,284	4,431						6,205	10,636	74.5%
伊方町	7,060		3,009		571		59	928	4,567	64.7%
松野町	3,197							2,295	2,295	71.8%
鬼北町	8,710			1,908				4,346	6,254	71.8%
愛南町	17,079			1,553	683			7,423	9,659	56.6%
市計	1,160,707	720,999	8,557	19,366	1,617	23	486	281,328	1,032,376	88.9%
町計	111,636	27,026	7,751	6,121	1,254	0	172	40,648	82,972	74.3%
合計	1,272,343	748,025	16,308	25,487	2,871	23	658	321,976	1,115,348	87.7%

市町名	行政人口 (人)	汚水処理人口（人）								汚水処理人口 普及率		
		公共下水道	特定環境保全 公共下水道	農業集落排水 施設	漁業集落排水 施設	簡易排水施設	小規模 集合排水 処理施設	コミュニティ プラント	合併処理 浄化槽		合計	
松山市	505,600	331,157	693	240					127,573	459,663	90.9%	
今治市	146,400	93,976	8,457	11,654	580				170	17,974	132,811	90.7%
宇和島市	71,000	17,290			807					29,017	47,114	66.4%
八幡浜市	31,350	23,080	1,050		430					3,480	28,040	89.4%
新居浜市	114,120	80,543								12,591	93,134	81.6%
西条市	106,800	64,700								23,993	88,693	83.0%
大洲市	39,667	8,080		881						19,886	28,847	72.7%
伊予市	34,300	16,320	948	1,927		26				9,100	28,321	82.6%
四国中央市	84,782	51,449							504	19,312	71,265	84.1%
西予市	34,960	10,424		8,248						5,907	24,579	70.3%
東温市	34,770	25,408		2,297						4,419	32,124	92.4%
上島町	6,289		4,746	1,001					163	379	6,289	100.0%
久万高原町	7,341	2,627		1,489						1,231	5,347	72.8%
松前町	29,625	12,133								8,523	20,656	69.7%
砥部町	20,322	6,899		364						9,893	17,156	84.4%
内子町	14,835	5,100								7,774	12,874	86.8%
伊方町	8,700		3,560		715				56	1,102	5,433	62.4%
松野町	3,534									2,188	2,188	61.9%
鬼北町	9,608			2,269						4,234	6,503	67.7%
愛南町	19,724			1,570	677					8,709	10,956	55.5%
市計	1,203,749	722,427	11,148	25,247	1,817	26	0	674	273,252	1,034,591	85.9%	
町計	119,978	26,759	8,306	6,693	1,392	0	0	219	44,033	87,402	72.8%	
合計	1,323,727	749,186	19,454	31,940	3,209	26	0	893	317,285	1,121,993	84.8%	

第四次構想（案）

第三次構想

表16 生活排水処理施設別の汚水処理人口及び普及率（令和14年度末）

表.3-8 生活排水処理施設別の汚水処理人口及び普及率（平成38年度末）

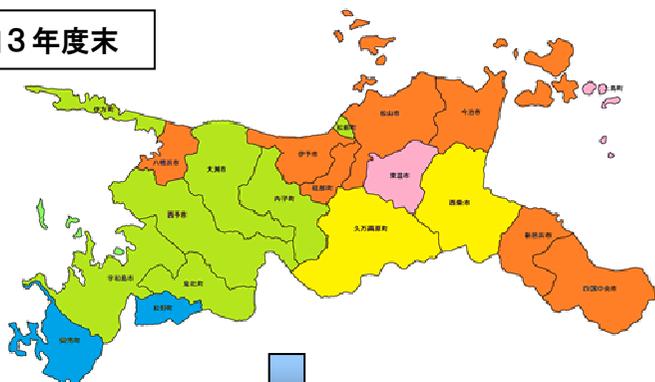
市町名	行政人口 (人)	汚水処理人口（人）							合計	汚水処理人口 普及率
		公共下水道	特定環境保全 公共下水道	農業集落排水 施設	漁業集落排水 施設	簡易排水 施設	コミュニ ティ・プ ラント	合併処理 浄化槽		
松山市	486,740	336,711	633	195				128,937	466,476	95.8%
今治市	127,640	79,070	6,050	6,560	70			31,440	123,190	96.5%
宇和島市	55,868	15,198				585		25,075	40,858	73.1%
八幡浜市	24,489	17,792	809		372			3,553	22,526	92.0%
新居浜市	108,900	75,654						26,315	101,969	93.6%
西条市	95,800	67,160						16,060	83,220	86.9%
大洲市	33,904	8,246		821				15,947	25,014	73.8%
伊予市	31,240	16,390	794	1,170		15		9,530	27,899	89.3%
四国中央市	75,073	54,998						14,554	69,552	92.6%
西予市	28,937	12,716		3,166				6,184	22,066	76.3%
東温市	31,230	22,844		1,885				5,278	30,007	96.1%
上島町	5,640		4,358	886			94	279	5,617	99.6%
久万高原町	5,990	2,347		1,204				1,241	4,792	80.0%
松前町	28,258	11,739						12,221	23,960	84.8%
砥部町	17,900	9,981		273				5,428	15,682	87.6%
内子町	12,709	3,943						6,505	10,448	82.2%
伊方町	7,020		2,993		571		73	1,112	4,749	67.6%
松野町	2,847							2,365	2,365	83.1%
鬼北町	7,723			1,694				4,664	6,358	82.3%
愛南町	14,582			1,497	658			7,459	9,614	65.9%
市計	1,099,821	706,779	8,286	13,797	1,027	15	0	282,873	1,012,777	92.1%
町計	102,669	28,010	7,351	5,554	1,229	0	167	41,274	83,585	81.4%
合計	1,202,490	734,789	15,637	19,351	2,256	15	167	324,147	1,096,362	91.2%

市町名	行政人口 (人)	汚水処理人口（人）										合計	汚水処理人口 普及率	
		公共下水道	特定環境保全 公共下水道	農業集落排水 施設	漁業集落排水 施設	簡易排水 施設	小規模 集合排水 処理施設	コミュニ ティ・プ ラント	合併処理 浄化槽					
松山市	498,500	343,311	629	230								129,627	473,797	95.0%
今治市	139,140	95,221	9,688	9,560	538					166		17,166	132,339	95.1%
宇和島市	66,620	16,610			757							32,418	49,785	74.7%
八幡浜市	28,800	21,590	970		350							3,363	26,273	91.2%
新居浜市	111,430	85,941										10,782	96,723	86.8%
西条市	103,500	65,200										26,306	91,506	88.4%
大洲市	37,324	8,907		808								22,012	31,727	85.0%
伊予市	32,800	16,159	866	1,823		23						9,291	28,162	85.9%
四国中央市	81,606	50,064								488		19,712	70,264	86.1%
西予市	32,618	10,932		6,855								7,678	25,465	78.1%
東温市	34,000	24,939		2,214								4,912	32,065	94.3%
上島町	5,839		4,407	929						151	352	5,839	100.0%	
久万高原町	6,689	2,391		1,354								1,224	4,969	74.3%
松前町	28,976	13,981										9,239	23,220	80.1%
砥部町	19,677	8,050		330								10,313	18,693	95.0%
内子町	13,840	5,100										8,254	13,354	96.5%
伊方町	8,100		3,320		665					56		1,187	5,228	64.5%
松野町	3,261											2,340	2,340	71.8%
鬼北町	8,943			2,078								4,594	6,672	74.6%
愛南町	18,148			1,559	614							9,421	11,594	63.9%
市計	1,166,338	738,874	12,153	21,490	1,645	23	0	654	283,267	1,058,106	90.7%			
町計	113,473	29,522	7,727	6,250	1,279	0	0	207	46,924	91,909	81.0%			
合計	1,279,811	768,396	19,880	27,740	2,924	23	0	861	330,191	1,150,015	89.9%			

第四次構想（案）

第三次構想

令和3年度末



令和8年度末



令和14年度末

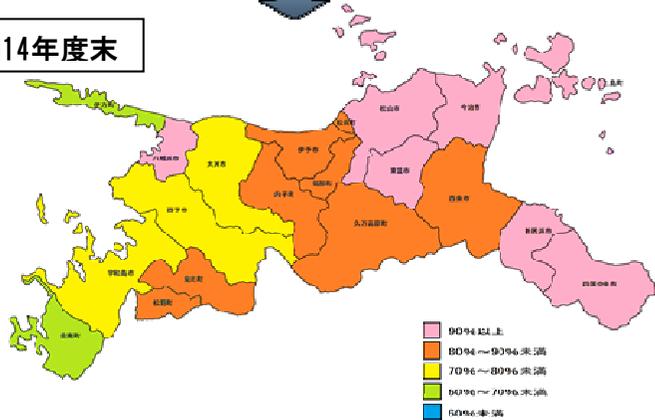
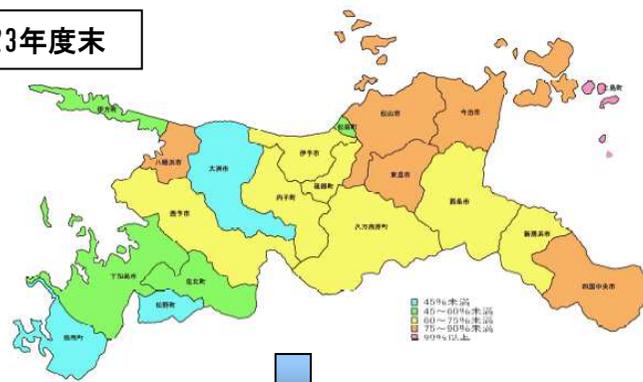


図7 汚水処理人口普及率の推移

平成23年度末



平成29年度末



平成34年度末



図.3-2 市町別の汚水処理人口普及率の推移

第四次構想（案）

第三次構想

(3) 地域別の汚水処理人口及び汚水処理人口普及率

目標年度における汚水処理人口及び汚水処理人口普及率の状況を市町別に整理すると、図8に示すとおりです。

大部分の市町で80%以上の普及率が達成される予定です。

また、人口規模別の汚水処理人口普及率についても、図9に示すとおり、人口規模による大きな格差が改善され、人口規模「30万人以上」及び「10万人～30万人」で95%を超えるほか、いずれの人口規模についても、80%以上の普及率となっています。

そして、汚水処理人口普及率の地域間における最大と最小の格差については、表18に示すとおり、市町別の格差は令和3年度2.0倍から令和14年度1.5倍に、地域別格差は1.4倍から1.2倍に、人口規模別格差は1.4倍から1.2倍にそれぞれ改善する計画となっています。

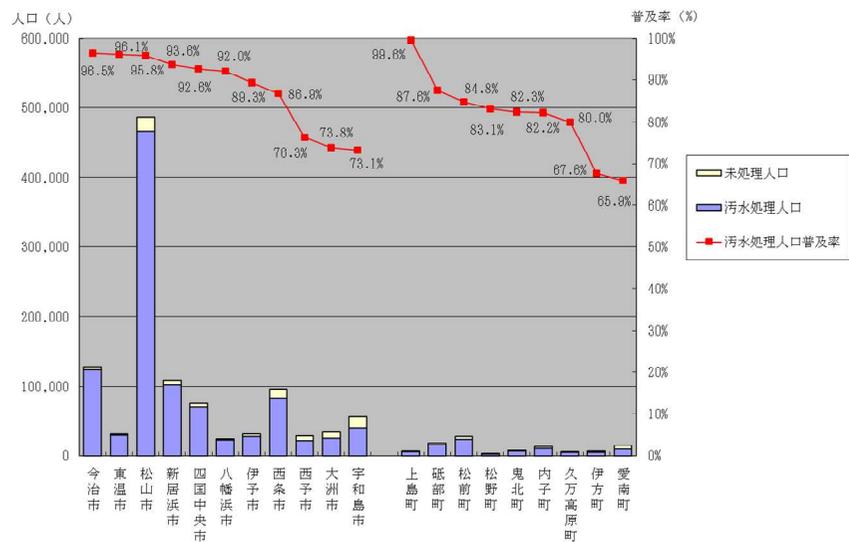


図8 市町別の汚水処理人口及び汚水処理人口普及率（令和14年度末）

(4) 地域別の汚水処理人口及び汚水処理人口普及率

目標年度における汚水処理人口及び汚水処理人口普及率の状況を市町別に整理すると、図. 3-3 に示すとおりです。

大部分の市で80%以上、町で70%以上の普及率が達成される予定です。

また、人口規模別の汚水処理人口普及率についても、図. 3-4 に示すとおり、人口規模による大きな格差が改善され、人口規模30万人以上が90%を超えるほか、いずれの人口規模についても、概ね75%以上の普及率となっています。

そして、汚水処理人口普及率の地域間における最大と最小の格差については、表. 3-10 に示すとおり、市町別の格差は平成23年度2.7倍から平成34年度1.8倍に、地域別格差は現状の同じく1.4倍から1.2倍に、人口規模別格差は同じく1.6倍から1.3倍にそれぞれ改善する計画となっています。

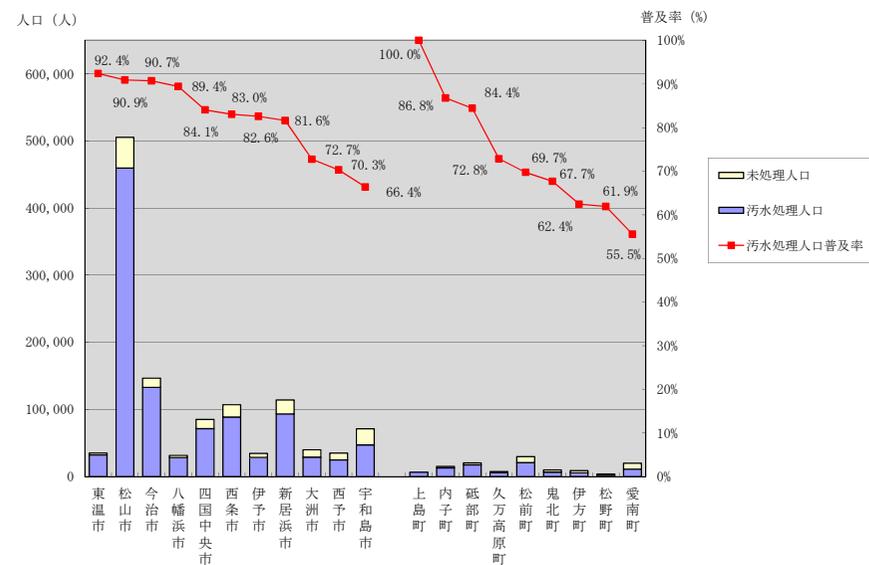


図. 3-3 市町別の汚水処理人口及び汚水処理人口普及率（平成34年度末）

第四次構想（案）

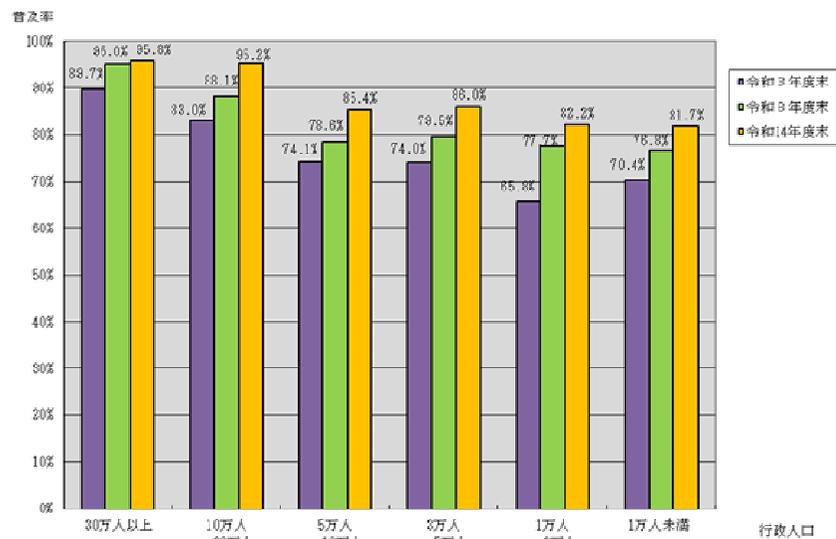


図9 人口規模別の汚水処理人口普及率

表17 人口規模別市町一覧  
(令和14年度末)

人口規模	対象市町
30万人以上	松山市
10万人～30万人	今治市・新居浜市
5万人～10万人	宇和島市・西条市・四国中央市
3万人～5万人	大洲市・伊予市・東温市
1万人～3万人	八幡浜市・西予市・松前町・砥部町・内子町・愛南町
1万人未満	上島町・久万高原町・伊方町・松野町・鬼北町

表18 汚水処理人口普及率地域間格差  
(令和14年度末)

	最大	最小	格差
市町別普及率	99.6% 上島町	65.9% 愛南町	1.5倍 (令和3年度2.0倍)
地域別普及率	94.6% 中予	76.6% 南予	1.2倍 (令和3年度1.4倍)
人口規模別普及率	95.8% 30万人以上	81.7% 1万人未満	1.2倍 (令和3年度1.4倍)

第三次構想

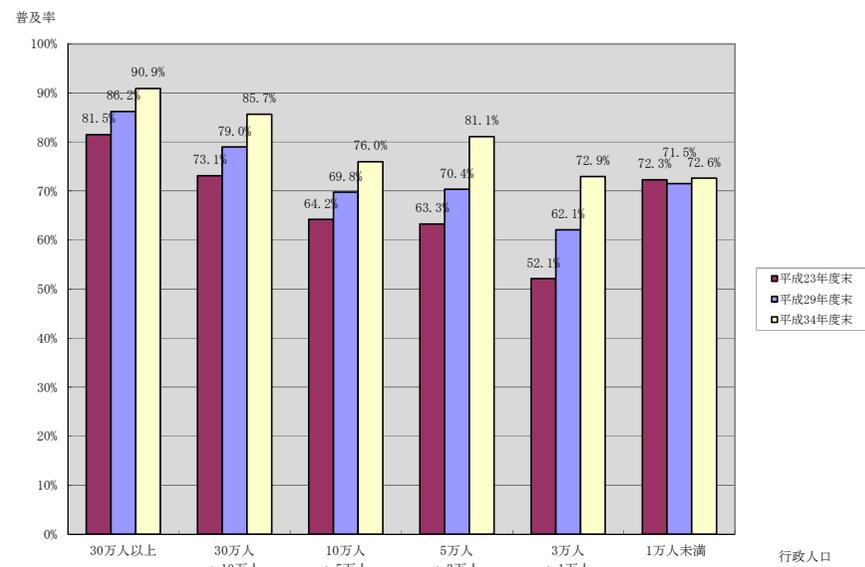


図.3-4 人口規模別の汚水処理人口普及率

表.3-9 人口規模別市町村一覧

人口規模	対象市町
30万人以上	松山市
30万人～10万人	今治市・新居浜市・西条市
10万人～5万人	宇和島市・四国中央市
5万人～3万人	八幡浜市・大洲市・伊予市・西予市・東温市
3万人～1万人	松前町・砥部町・内子町・愛南町
1万人未満	上島町・久万高原町・伊方町・松野町・鬼北町

表.3-10 汚水処理人口普及率地域間格差

	最大	最小	格差
市町別普及率	100.0% 上島町	55.5% 愛南町	(平成23年度2.7倍) 1.8倍
地域別普及率	89.1% 中予	71.4% 南予	(平成23年度1.4倍) 1.2倍
人口規模別普及率	90.9% 30万人以上	72.6% 1万人未満	(平成23年度1.6倍) 1.3倍

第四次構想（案）

第三次構想

2 生活排水処理施設の整備事業費

第三次構想期間内に要する生活排水処理施設整備事業費は、表.3-11 に示すとおり、平成25年度から中間目標年度の平成29年度までが618億円、平成30年度から目標年度までが786億円、合計で1,404億円が見込まれ、年度平均では140億円の事業費が必要となります。

生活排水処理施設別の割合では、公共下水道が全体の88.4%と大きな割合を占めていますが、農業集落排水施設や合併処理浄化槽など、地域特性に応じた多様な事業を展開することとしています。

表.3-11 生活排水処理施設別整備事業費

（単位：億円）

生活排水処理施設の種類の	第二次構想	第三次構想		
	平成20年度～平成24年度	平成25年度～平成29年度	平成30年度～平成34年度	平成25年度～平成34年度合計
公共下水道	596	546	695	1,241
特定環境保全公共下水道	4	9	9	18
農業集落排水施設	9	8	7	38
漁業集落排水施設	6	・	0	・
小規模集落排水処理施設				0
コミュニティ・プラント			3	3
小計	662	586	714	1,300
合併処理浄化槽	45	32	72	104
合計	707 (141)	618 (124)	786 (157)	1,404

備考 （ ）内は年度平均事業費である。

第四次構想（案）

2 生活排水処理施設からの発生汚泥

生活排水処理施設から発生する汚泥（濃縮汚泥）については、表19に示すとおり、中間目標年度において2,382m<sup>3</sup>/日、目標年度において2,270m<sup>3</sup>/日の汚泥が発生すると予測され、このうち、集合処理施設からは1,714m<sup>3</sup>/日、1,672m<sup>3</sup>/日、合併処理浄化槽からは398m<sup>3</sup>/日、401m<sup>3</sup>/日の発生が見込まれます。集合処理施設及び合併処理浄化槽からの発生汚泥は横ばいで推移しますが、一方で、単独処理浄化槽及びし尿処理場からの発生汚泥が減少するため、発生汚泥量としては、基準年度から減少で推移すると見込まれます。

公共下水道の下水汚泥については、約半分（令和3年度推定利用率：53.9%）が肥料や土壌改良材等として再利用されているところですが、第五次えひめ循環型社会推進計画（令和7年度活用目標値：約85%）に基づき、今後も引き続き、肥料、土壌改良材、園芸用土壌等緑農地用資材としての利用及び焼却による焼却灰や溶融スラグのセメント原料等建設資材への利用やバイオマス、エネルギー資源としての有効利用を図っていく必要があります。

表19 生活排水処理施設別発生汚泥量

生活排水処理施設等の種類	第一次構想 基準年度 (平成27年度)	第二次構想 基準年度 (平成24年度)	第三次構想 基準年度 (平成23年度)	第四次構想		
				基準年度	中間目標年度	目標年度
				(令和3年度)	(令和4年度)	(令和14年度)
集合処理						
公共下水道（注）	711	1,186	1,487	1,649	1,667	1,638
農業集落排水施設	6	47	68	53	42	32
漁業集落排水施設	2	5	6	3	3	3
コミュニティ・プラント	14	11	11	1	1	0.1
小計	733	1,249	1,573	1,706	1,714	1,672
合併処理浄化槽	124	247	271	353	398	401
生活排水処理施設計	857	1,496	1,844	2,059	2,112	2,073
単独処理浄化槽	412	306	332	229	140	109
し尿処理場	808	408	273	201	131	88
合計	2,077	2,210	2,450	2,489	2,382	2,270

（注）特定環境保全公共下水道を含みます。

第三次構想

3 生活排水処理施設からの発生汚泥量

生活排水処理施設から発生する汚泥（濃縮汚泥）については、表.3-12に示すとおり、中間目標年度及び目標年度においては、生活排水処理施設からそれぞれ2,718m<sup>3</sup>/日、2,660m<sup>3</sup>/日の汚泥が発生すると予測され、このうち、集合処理施設からは1,826m<sup>3</sup>/日、1,907m<sup>3</sup>/日が、合併処理浄化槽からは391m<sup>3</sup>/日、407m<sup>3</sup>/日の発生が見込まれます。

一方、生活排水処理施設の整備に伴い、単独処理浄化槽やし尿処理場の発生汚泥は減少するため、総量としては、基準年度とほぼ同程度で推移すると見込まれます。

これらの汚泥については、脱水処理等により減量化を図った後、肥料、土壌改良材、園芸用土壌等緑農地用資材としての利用及び焼却による焼却灰や溶融スラグのセメント原料等建設資材への利用やバイオマス、エネルギー資源としての有効利用を図っていく必要があります。

表3-12 生活排水処理施設別発生汚泥量

生活排水処理施設等の種類	第一次構想 基準年度 平成27年度	第二次構想 基準年度 平成24年度	第三次構想		
			基準年度 平成23年度	中間目標年度 平成24年度	目標年度 平成24年度
集合処理					
公共下水道	711	1,186	1,487	1,755	1,840
農業集落排水施設	6	47	68	59	55
漁業集落排水施設	2	5	6	5	5
コミュニティ・プラント	14	11	11	7	7
小計	733	1,249	1,573	1,826	1,907
合併処理浄化槽	124	247	271	391	407
生活排水処理施設計	857	1,496	1,844	2,217	2,314
単独処理浄化槽	412	306	332	228	161
し尿処理場	808	408	273	273	185
合計	2,077	2,210	2,450	2,718	2,660

（注）特定環境保全公共下水道を含みます。

第四次構想（案）	第三次構想
<p data-bbox="147 180 667 209">3 汚水処理事業広域化・共同化計画</p> <p data-bbox="170 228 1111 499"> <u>公共下水道や集落排水処理施設などの汚水処理事業については、人口減少による料金収入の減少や施設等の老朽化に伴う大量更新時期の到来など、近年、経営環境は厳しさを増していることから、県では、別途、令和5年3月（見込み）に「愛媛県汚水処理事業広域化・共同化計画」を策定し、より一層の事業の効率化を促進することとしています。</u> </p> <p data-bbox="170 518 1111 738"> <u>広域化・共同化計画では、汚水処理施設の統廃合、汚泥処理の共同化、委託業務の共同発注及び災害対応の広域連携の4項目について取りまとめ、表20のとおり、各取組みのロードマップを定めており、今後は、PDCAサイクルによる進行管理により、着実に汚水処理事業の広域化・共同化を進めることとしています。</u> </p>	

第四次構想（案）

第三次構想

表20 汚水処理事業広域化・共同化計画ロードマップ

項目	市町等	施設の種別	受入施設	廃止施設	短期（～5年間）		中期（～10年間）		長期（～30年間）	
					令和4年度～令和8年度	令和9年度～令和13年度	令和9年度～令和13年度	令和14年度～令和33年度		
<b>(1) 汚水処理施設の統廃合</b>										
全市町 全事務組合		-	-	-	設備更新等の機会を捉え、統廃合の検討を継続	同左	同左	同左	同左	同左
四国中央市	公共下水道と1層処理施設の統廃合	四国中央市川之江浄化センター	アイ・グリーン		統廃合に係る工事の実施 統廃合完了予定					
新居浜市	公共下水道と1層処理施設の統廃合	新居浜市下水処理場	衛生センター		統廃合済み					
今治市	公共下水道の統廃合	北部終末処理場	小部浄化センター		統廃合済み					
		今治下水浄化センター	箱倉地区クリーンセンター 箱倉下地区水処理施設 宮原地区クリーンセンター		統廃合計画の検討	統廃合計画の検討 一部統廃合完了予定	統廃合完了予定			
	公共下水道と集落排水施設の統廃合	大西水処理センター	九王水処理センター 宮脇水処理センター 山之内水処理センター		統廃合計画の検討 統廃合に係る工事の実施 一部統廃合完了予定	統廃合完了予定				
		吉浦浄化センター	桜名地区処理場		統廃合計画の検討	統廃合に係る工事の実施 統廃合完了予定				
		伯方浄化センター	北浦東地区浄化センター		統廃合済み					
		井口浄化センター	盛地区浄化センター 瀬戸崎地区浄化センター		統廃合計画の検討 統廃合に係る工事の実施 一部統廃合完了予定	統廃合に係る工事の実施 統廃合完了予定				
	宮浦浄化センター	大三島北地区処理施設		統廃合に係る工事の実施 統廃合完了予定						
	集落排水施設の統廃合	朝倉地区クリーンセンター	太ノ原・野田地区クリーンセンター 山越地区クリーンセンター 野々瀬地区クリーンセンター 清水地区水処理施設 緑ヶ丘団地コミプラ		統廃合済み					
		九和地区処理施設	舟和木地区処理施設		統廃合完了予定					
		野々江地区処理施設	口総地区処理施設		統廃合に係る工事の実施	統廃合完了予定				
集落排水施設とコミプラの統廃合	九和地区処理施設	玉川クリーン・ハイコムプラ		統廃合計画の検討	統廃合完了予定					
東温市	集落排水施設の統廃合	押志地区浄化センター	上林地区浄化センター		令和4年3月統廃合完了					
伊予市	公共下水道と集落排水施設の統廃合	伊予市下水浄化センター	大平地区農業集落排水処理施設		統廃合計画の検討	統廃合計画の検討	統廃合完了予定			
松山衛生事務組合 久万高原町	1層処理施設の統廃合	松山衛生ecoセンター	久万高原町環境衛生センター		令和4年4月統廃合完了					
西予市	公共下水道と集落排水施設の統廃合	西予市宇和浄化センター	永長浄化センター 神野久浄化センター 田之船浄化センター 甲川浄化センター		統廃合に係る工事の実施	統廃合完了予定				
伊方町	公共下水道と集落排水施設の統廃合	九町浄化センター	田之浦処理場		統廃合計画の検討	統廃合完了予定				
愛南町	集落排水施設の統廃合	家串クリーンセンター	平豊クリーンセンター		統廃合に係る工事の実施 統廃合完了予定					

項目	市町等	内容	短期（～5年間）		中期（～10年間）		長期（～30年間）												
			令和4年度～令和8年度	令和9年度～令和13年度	令和9年度～令和13年度	令和14年度～令和33年度													
<b>(2) 汚泥処理の共同化</b>																			
東予ブロック		汚泥の共同処理を実施	各ブロックで共同化処理の検討を継続	同左	同左	同左	同左	同左											
中予ブロック		汚泥の共同処理を実施	松山市内4ヶ所の公共下水道の汚泥を集約し、固形燃料化を実施	中予ブロックでの共同化を検討	同左	同左	同左	同左											
<b>(3) 委託業務の共同発注</b>																			
全市町		ICTの整備	施設ごとに更新等の機会を捉え、ICT整備の検討を継続	同左	同左	同左	同左	施設統廃合や市町内での整備状況を踏まえ、市町間での共同化を検討											
全市町		企業会計に関する財政システムの導入	市町ごとに公営企業会計への移行等を踏まえ、検討を継続	同左	同左	同左	同左	施設統廃合や市町内での導入状況を踏まえ、市町間での共同化を検討											
全市町 全事務組合		右側の電子化	市町等ごとに国の標準仕様等を基に、電子化の検討を継続	同左	同左	同左	同左	施設統廃合や市町等内での電子化状況を踏まえ、市町間での共同化を検討											
全市町		包括的民間委託の実施	市町ごとに包括的民間委託導入の検討を継続 導入済みの市町等は、更に高いレベルの導入を検討	同左	同左	同左	同左	施設統廃合や市町内での導入状況を踏まえ、市町間での共同化を検討											
<b>(4) 災害対応の広域連携</b>																			
全市町 全事務組合		緊急時対応訓練の実施	県の施策担当が主導し、汚水処理施設の種別ごとに訓練を実施 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th>汚水処理施設</th> <th>施策担当</th> </tr> <tr> <td>公共下水道</td> <td>都市整備課</td> </tr> <tr> <td>農業集落排水施設</td> <td>農地整備課</td> </tr> <tr> <td>漁業集落排水施設</td> <td>漁港課</td> </tr> <tr> <td>1層処理施設</td> <td>循環型社会推進課</td> </tr> </table>	汚水処理施設	施策担当	公共下水道	都市整備課	農業集落排水施設	農地整備課	漁業集落排水施設	漁港課	1層処理施設	循環型社会推進課	PDCAを実施のうえ、緊急時対応訓練を継続実施	同左	同左	同左	同左	同左
汚水処理施設	施策担当																		
公共下水道	都市整備課																		
農業集落排水施設	農地整備課																		
漁業集落排水施設	漁港課																		
1層処理施設	循環型社会推進課																		

第四次構想（案）

4 公共用水域の水質改善効果

これまでの生活排水処理施設の整備等に伴う効果により、図10のとおり、各河川ともにBOD値は低減又は横ばいで推移しており、一定の水質改善を確認することができます。

今後、各市町において本構想に沿った施設整備が進捗することに伴い、更なる水質改善が見込まれるとともに、現在、環境基準未達成の河川についても達成することが期待されます。

なお、今後も環境監視を徹底し、達成状況を確認していくこととしています。

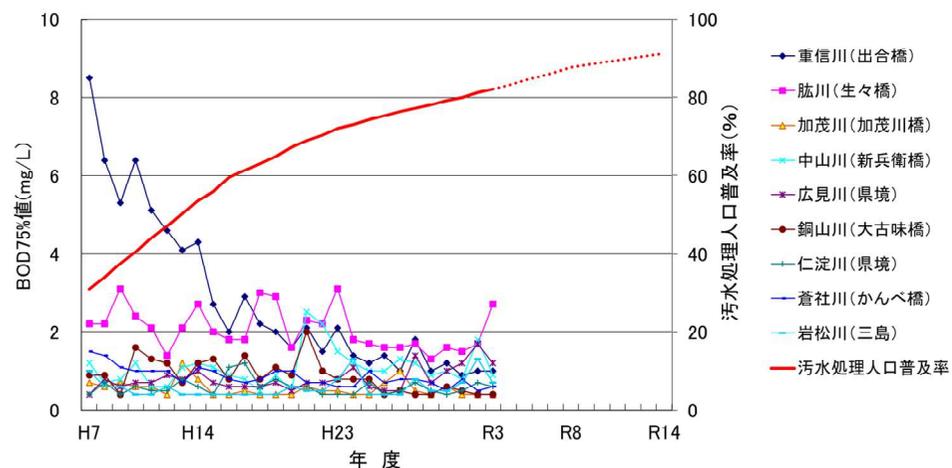


図 10 河川の BOD 測定結果及び汚水処理人口普及率

第三次構想

4 公共用水域の水質改善効果

これまでの生活排水処理施設の整備等に伴う効果により、図3-5に示すとおり、各河川とも B O D 値は、低減又は横ばいで推移しており、一定の水質改善効果を確認することができます。

今後、各市町において当構想に沿った施設整備が進捗することに伴い、河川等に直接流入する生活雑排水等の汚濁負荷が減少することから、更なる水質改善が見込まれるとともに、現在、環境基準未達成の河川等についても達成することが期待されます。

なお、今後も環境監視を徹底し、達成状況を確認していくこととしています。

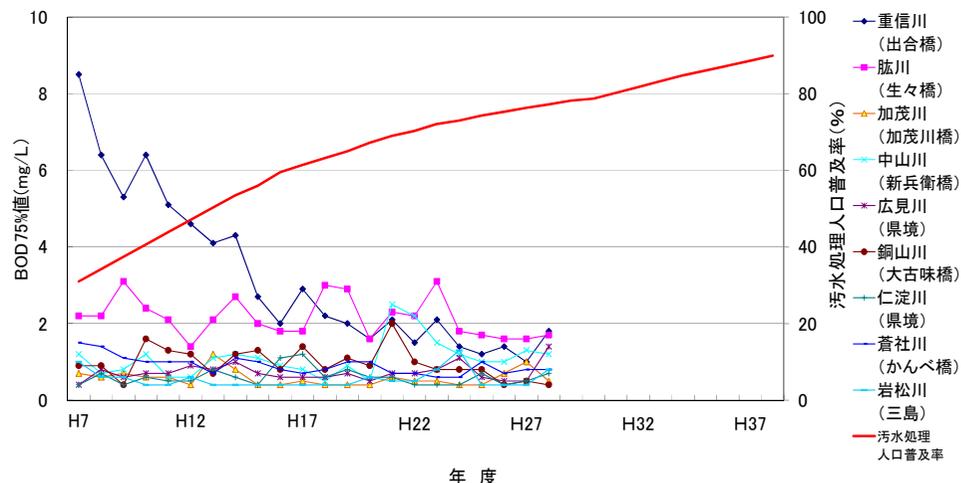


図. 3-5 県内河川の水質測定実績